



☎ 042-393-5111(代表) ファクス 042-393-6846  
市長へのファクス 042-393-9669  
ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>  
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>



携帯電話用QRコード

# 地域や家庭での防災対策を



## 東村山市避難所運営ガイドラインに基づいた施策

市の防災体制を強化し、市民・地域・行政の積極的な連携を実施するため、「東村山市避難所運営ガイドライン」を作成しました。

### 市内の市立小・中学校に避難所運営連絡会を設置

甚大な被害をもたらした大災害時の教訓を活かして、災害前から自治組織を構成していた避難所では、細やかな対応が実施され、創意工夫を持った避難所運営によって住民同士のつながりがより強固なものとなりました。

また、災害時に一人で避難することが困難なかたに対する災害時要援護者避難支援体制の整備が地域には求められます。

こうしたことから、被災後の避難所運営体制を迅速に確立するために、避難所である各小・中学校に、住民組織による「避難所運営連絡会」を設置することが重要になります。

### 避難所運営連絡会の役割

避難所運営連絡会とは、地域住民の協力により組織化され、避難所運営のマニュアル作成や避難訓練の実施、災害発生時の避難者への避難支援や避難所環境の整備など、良好な避難所運営を行うことを目的としています。

同連絡会には、より多くの市民の皆さんの参加が必要です。

### 同連絡会の構成員

- 地域住民＝自主防災組織・自治会・PTA・青少年対策連絡協議会・福祉協力員・災害時要援護者支援団体など
- ※避難所となる市内の市立小・中学校に同連絡会を設置するため、市から、学校近隣地区の市民団体（自主防災組織・自治会を含む）や、学校で活動を行う市民団体へ協力依頼を通知します。
- 学校＝教職員
- 市役所＝防災安全課職員・教育部職員・避難所要員（近隣在住職員）

東日本大地震の発生から2年が過ぎようとしています。

市では、市内全消防団の協力のもと、3月11日(月)午後2時46分に、サイレンを1分間連続吹鳴します。ご家庭や職場で黙とうを捧げるようお願いします。

また、火災とお間違えないようご注意ください。

問い合わせ ○防災について＝市民部防災安全課  
○住宅の耐震診断・改修について＝都市環境部都市計画課

## 防災対策をすすめています

### 1. 防災行政無線のデジタル化

#### 1) 防災行政無線デジタル機器の導入

市では現在、設備の老朽化が進む防災行政無線のデジタル化を進めています。無線のデジタル化は、平成24年度～26年度の3年間で完了予定です。

デジタル化への移行後は、放送内容が確認できる「自動電話応答システム」や「メール配信システム」等により、これまでの防災行政無線よりも情報発信機能が充実することで、情報をより正確に伝えることができます。

#### 2) 音響テストの実施

防災行政無線のデジタル化により、新たに設置される音響設備のテストを行います。このテストでは、音声や音楽を流すのではなく、スピーカーから音が出ることを確認するために確認音（マイクを叩くような音）を放送します。

テストは、平成24年度内に更新予定の無線局で行います。（右表参照）

テストの実施時期は、3月中旬を予定していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### 平成24年度 防災行政無線デジタル化機器の設置場所

設置場所	設置場所
1 化成小学校	17 東村山第二中学校
2 回田小学校	18 東村山第三中学校
3 大岱小学校	19 東村山第四中学校
4 秋津小学校	20 東村山第五中学校
5 八坂小学校	21 東村山第六中学校
6 萩山小学校	22 東村山第七中学校
7 南台小学校	23 本町児童館
8 久米川小学校	24 萩山第2児童遊園
9 東萩山小学校	25 中央公民館
10 青葉小学校	26 秋津文化センター
11 北山小学校	27 廻田文化センター
12 秋津東小学校	28 栄町ふれあいセンター
13 野火止小学校	29 社会福祉協議会
14 久米川東小学校	30 スポーツセンター
15 富士見小学校	31 運動公園管理事務所
16 東村山第一中学校	32 東京消防庁東村山消防署
	33 東村山市役所(親局)

### 2. 災害時における市からの緊急速報メールの発信

緊急速報メールとは、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や地方公共団体が配信する災害・避難情報を、特定エリアにある携帯電話に一斉にお知らせするサービスです。

当市も、このサービスを利用し、緊急時における災害情報（避難勧告・東海地震予知情報等）を発信します。

## 家庭でも災害に備えをしましょう

### 1. 家庭など各自で防災用品の備蓄を

市では、現在食料を約10万食備えています。今後は倍の約20万食に拡大する準備を進めています。大災害の発生時には、行政による備蓄だけでなく、事業所や自治会、個人など各自で防災用品を備えていることが重要です。

日ごろから家庭で防災用品の備蓄を心がけ、いざという事態のために備えてください。

#### 主な備蓄するもの

- ①3日分の食料 ②飲料水(1日3リットルを目安)
- ③懐中電灯 ④救急バッグ(常備薬等)
- ⑤携帯ラジオ ⑥毛布・タオル
- ⑦その他(ビニール袋、携帯トイレ、ガムテープ、筆記用具など)

### 2. 住宅の耐震診断・改修

市では、災害時における市民の生命と財産を守るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う住宅の所有者に対して、費用の一部を助成しています。

#### 建築に関する無料相談

NPO法人アーバンデザイン東村山会議が、総合建築相談を行っています。予約不要です。

※「総合建築相談」の毎月の日程は、市報1日号の「今月の相談」に掲載しています。

#### 耐震診断

助成対象住宅 市内にある一戸建ての木造住宅（共同住宅は除く）で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの

※建築物の延べ面積のうち、床面積の2分の1未満が店舗等である場合を含む

助成対象者 対象住宅の所有者で、現に対象住宅に居住しているかた

助成額 耐震診断に要した費用の2分の1で4万円を限度とします。

※消費税相当額を除く

耐震診断機関 耐震診断者は、次のいずれかに該当するもの

- ①一級、二級及び木造の建築士の資格を有し、市内の建築事務所に勤務するかたで、耐震診断講習会等を修了しているもの
- ②社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員
- ③東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に登録されている耐震診断事務所

※耐震診断者との契約前に要申請

#### 耐震改修

助成対象住宅 市内にある一戸建ての木造住宅（共同住宅は除く）で、次の要件を満たすもの

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの
- ②現に居住の用に供されているもの
- ③耐震診断の結果、Iw（構造耐震指標）の値が1.0未満であるもの

※建築物の延べ面積のうち床面積の2分の1未満が店舗等である場合を含む

助成対象者 対象住宅の所有者で、次の要件を満たすかた

- ①現に対象住宅に居住していること
- ②市税を滞納していないこと
- ③耐震改修について市又は他の地方公共団体から助成などを受けていないこと

助成額 耐震改修に要した費用の3分の1で30万円を限度とします。

※消費税相当額を除く

耐震改修の施工業者 市内に事業所を有し、建設業法の許可を受けているもので、木造住宅の耐震補強の講習会等を受講しているもの

※施工業者との契約前に要申請

※詳細は都市環境部都市計画課へ